

## 東海第二原発差止訴訟の弁論終結にあたって

2020年7月2日

水戸地方裁判所 御中

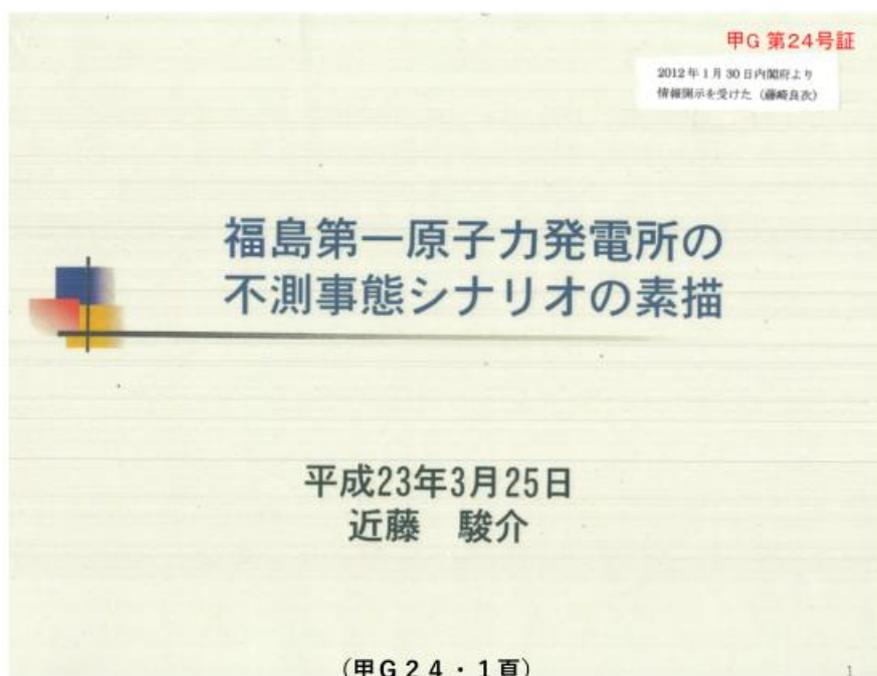
原告ら訴訟代理人弁護士 河合 弘之

### 1 水戸を含む首都圏を壊滅させてはならない

本件原発が重大事故を起こすとどうなるか。

福島第一原発事故の最中に、時の首相菅直人氏は、当時の原子力委員会・委員長の近藤駿介氏に「このまま推移したら、最悪の場合はどうなるのかシミュレーションしてくれ」と依頼しました。

そのシミュレーション通称「最悪シナリオ」の結果（甲第G24号証）は、「最悪の事態は4号機の使用済み燃料プールの崩壊であり、その場合は福島第一原発から250Km圏内は強制もしくは任意の退去地域になる」というものでした。これは東日本全域の壊滅を意味します。

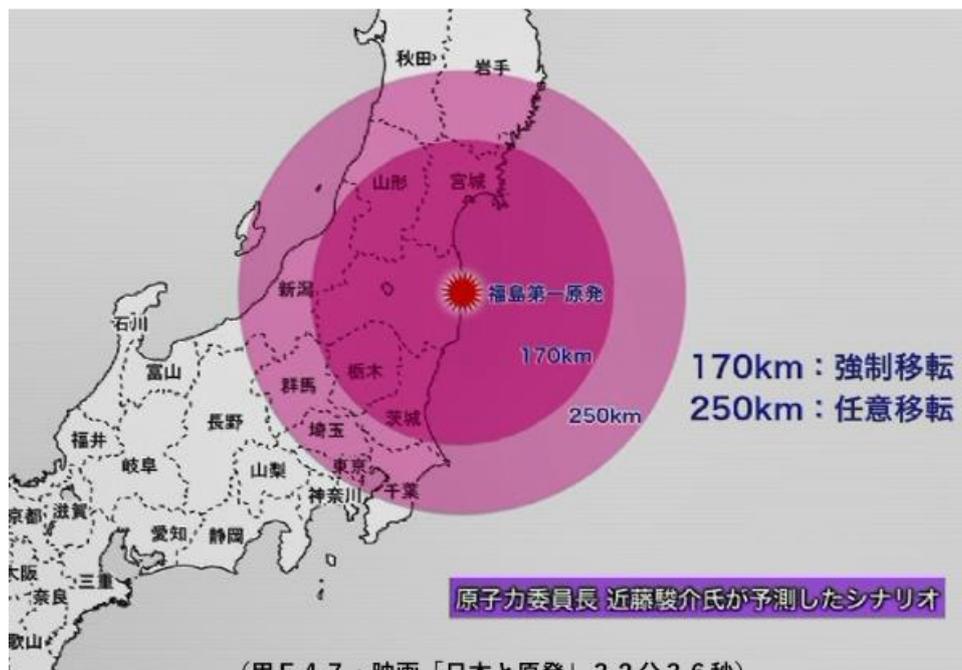


## 線量評価結果について

- 水素爆発の発生に伴って追加放出が発生し、それに続いて他の号機からの放出も続く予想される場合でも、事象のもたらす線量評価結果からは現在の20kmという避難区域の範囲を変える必要はない。
- しかし、続いて4号機プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想されるので、その外側の区域に屋内退避をもとめるのは適切ではない。少なくとも、その発生が本格化する14日後までに、7日間の線量から判断して屋内退避区域とされることになる50kmの範囲では、速やかに避難が行われるべきである。
- その外側の70kmの範囲ではとりあえず屋内退避を求めることになるが、110kmまでの範囲においては、ある程度の範囲に土壤汚染レベルが高いため、移転を求めるべき地域が生じる。また、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることを理由に移転することを希望する人々にはそれを認めるべき地域が200kmまでに発生する(容認線量に依存)。
- 続いて、他の号機のプールにおいても燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転をもとめるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる可能性がある。
- これらの範囲は、時間の経過とともに小さくなるが、自然(環境)減衰にのみ任せておけば、上の170km、250kmという地点で数十年を要する。

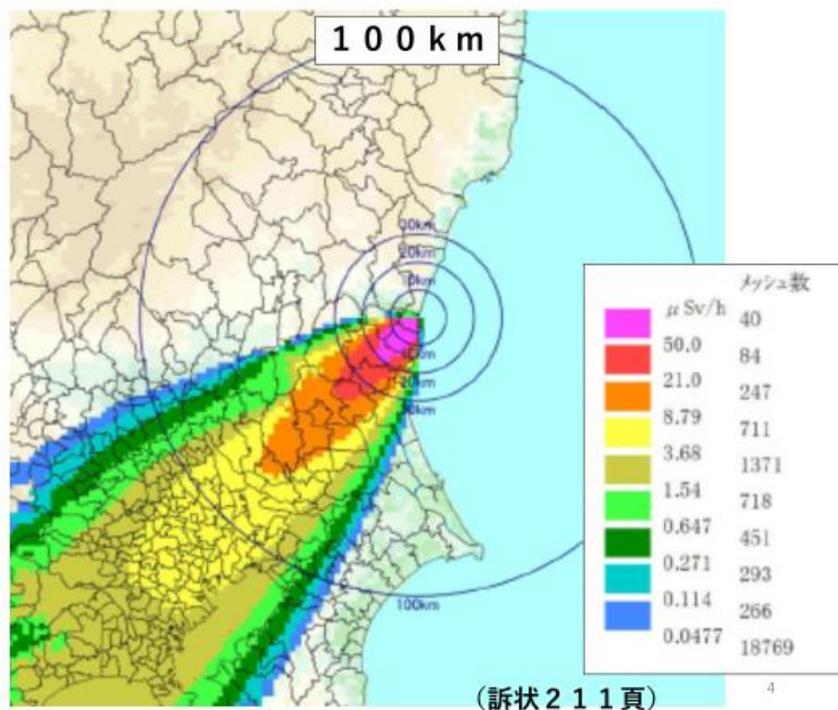
(甲G24・15頁)

3



(甲F47・映画「日本と原発」32分36秒)

東海第二原発はそれよりもずっと水戸市や東京都に近いのですから、首都圏は必ず壊滅します。



首都圏には我が国の立法、司法、行政、経済、文化の中枢が存在していますから、首都圏が壊滅するということが我が国が亡びるとほとんど同じなのです。私たち、日本を心から愛する愛国者達はそのようなことを容認することはできません。私たちは福島第一原発事故のとき、「これからどうになってしまうのだろう」という底知れぬ恐怖感を味わいました。私たちは決してそれを忘れてはなりません。

## 2 避難は不可能

東海第二原発の30Km圏内には約94万人の人々が住んでいます。150km圏内には約4245万人の人々が住んでいます。

原発重大事故が起きたら、これだけ多くの人々はどうやって、どこに逃げるのですか。被災地域では大混乱が起きます。一刻も早く遠くに逃げなければならないので、大半の人々が車を使います。避難の道路は大渋滞を起こします。その渋滞中に被ばくします。そもそもどこに向かって逃げたらよいのでしょうか。風向きの変化によって逃げるべき方向は変わります。

また、避難住民はどこかの市町村が受け入れてくれるのでしょうか。福島第一原発事故の時も大渋滞、大混乱が起き、その過程で多くの方々、特に高齢者が多く亡くなりました。東海第二原発が事故を起こしたら、もっと多くの被害者、犠牲者が出るでしょう。余りに人口密度が高いからです。

問題は避難に止まりません。避難後にふるさと、元住んでいた場所に戻れな

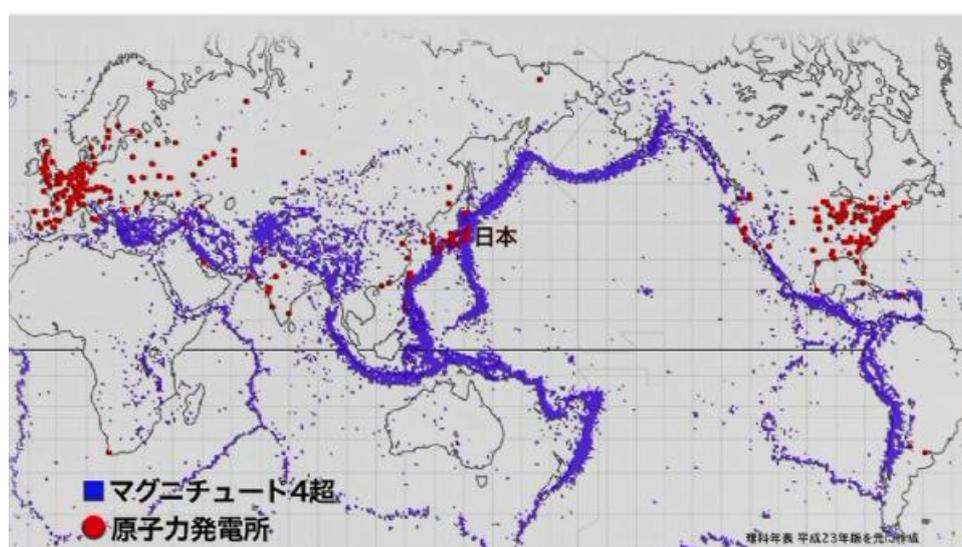
いことが問題です。福島の前災地で復興がアピールされていますが、それはうわべだけで住民票は戻したが実際には住んでいない人、原発事故復旧工事労働者という新住民等が多いのです。それは本当の意味での復興、ふるさと再生ではないのです。

### 3 重大事故はもう起きない？

1, 2のように言うと、原発推進側は、「大丈夫、もう重大事故は起きません」と言います。

しかし、そうでしょうか。

日本は世界一の地震多発国です（甲第F 4 7号証）。



（甲F 4 7・映画「日本と原発」 1時間13分58秒）

5

東海第二原発の基準地震動1009ガルを超える地震は日本国中でしょっちゅう発生しています。

※ 5115ガル (三井ホーム)
★ 4022ガル (岩手宮城内陸地震・2008年・M7.2)
※ 3406ガル (住友林業)
★ 2933ガル (東日本・2011年・M9)
★ 2515ガル (中越・2004年・M6.8)
★ 1796ガル (北海道胆振東部・2018年・M6.7)
★ 1740ガル (熊本・2016年・M7.3)
★ 1571ガル (宮城県沖・2003年・M6.4)
★ 1494ガル (鳥取県中部・2016年・M6.6)
★ 1191ガル (山形県沖・2019年・M6.7)
★ 1000ガル～16回
★ 806ガル (大阪北部・2018年・M6.1)
※ 700ガル (再処理工場基準地震動)
★ 700ガル～27回
※ 270ガル (福島第1, 第2, 東海第2, 玄海, 川内 原発・建設時の基準地震動)

それでも地震学、強震動学を駆使して「大丈夫、安全です」と言われても私たちは不安でしょうがありません。それが裁判官を含む健全な市民の感覚でしょう。

そもそも地震学は三重苦にあえぐ学問です。その三重苦とは①地中深く起きる複雑系の現象だから見えない、予測がつかない ②実験ができない ③正確かつ網羅的なデータは阪神淡路大震災以降のものしかない、ということです。だから地震発生場所、大きさを予測することはほとんどできないのです。そしてその予測地震から当該原発にどのような強さの振動が来るのかを予測するのが強震動学なのです。それを使って基準地震動を算出するのですが、それは地層の種類や堅さや応力降下量等々複雑なファクターを推測によって決め、複雑なコンピュータ計算をするプロセスです。

コンピュータ計算は一見精微に見えても、入力するファクターによっていくらかでも結果は違ってきます。研究の世界ではこのような手法は科学の進歩のたけには必要ですが、このような手法を原発の対地震安全度を決めるのに使っては困るのです。なぜなら原発事故は極めて重大な損害をもたらすからです。科学研究の世界では、間違っていることが分かったら、それを認めて修正するすればすむのと大違いなのです。このように未成熟な地震学、強震動学を基準地震動を決めるのに使うから、10年の間に5回も基準地震動超えというような超危険なことが起きるのです。

これに比べればハウスメーカーの住宅の方がよほど耐震力があります。現に三井ホームの住宅は5115ガルの地震動に耐えます。

東海第二原発の基準地震動1009ガルの約5倍です。  
原発の方が民間住宅より地震に対して桁違いに脆弱だなどということがあってもいいのでしょうか。

#### 4 新型コロナウイルスと原発重大事故

新型コロナウイルス感染拡大の恐れは依然、続いています。

仮に今、原発重大事故が起きたとします。

私たちは車かバスに乗って遠くに逃げなければならず、バスの中、避難所の中ではぎゅうぎゅう詰めになります。これは新型コロナウイルス対策すなわち遠距離移動禁止、三密禁止と真反対になります。大混乱が発生します。

どちらを優先したらよいのでしょうか。

最近、内閣府は、そのような場合は放射能被ばくを優先し、避難所では外気の侵入を防ぎ、換気をするなど指令を出しました。しかしこれによって避難所が新型コロナウイルスのクラスターになる恐れは十分にあります。「前門の虎、後門の狼」ということになるのです。市民をこのような極限状態に陥れないためにも、原発は止めておく必要があります。ポスト新型コロナウイルスの時代は、いつ感染再拡大するか、別の新ウイルスの爆発があるかわからないからです。

#### 5 おわりに

原発重大事故は「健康で文化的な生活」や「幸福追求の権利」など私たちが有する憲法的な価値を根底から突き崩します。

私たちはこの大事な命や幸せを、他の電力会社からのほどこしによって生き延び、のこされた老朽原発の再稼働によって起死回生を図ろうとする日本原子力発電に託すことはできません。東海第二原発が重大事故を起こせば、裁判官の皆様もその家族も重大な被害を蒙ります。転勤後であればその後任の同僚がひどい目に遭います。裁判官も当事者なのです。水戸地方裁判所のために、茨城県民のために、日本国民のために、東海第二原発を止めてください。

以上